

公募型プロポーザル審査要領
(水道スマートメーター通信端末購入業務)

1 概要

この審査要領は、公募型プロポーザルで選定する「水道スマートメーター通信端末購入業務」の審査及び選定方法について定める。

2 審査方法

水道スマートメーター通信端末購入業務公募型プロポーザル企画提案評価会議(以下、「評価会議」という。)において審査を行う。

(1) 一次審査(書面審査)

企画提案書の提出が4者以上の場合のみ実施する。

① 開催日

令和8年5月1日(金) 予定

② 実施方法

「公募型プロポーザル評価基準(水道スマートメーター通信端末購入業務)」(以下、「評価基準」という。)により書面審査を実施し、評価の合計点が高いものから3者を選定する。ただし、評価順位が3位の者が複数ある場合は、同点になった者全てを選定する。

③ 審査結果の通知

企画提案書提出者全員に対し、令和8年5月1日(金)(予定)に、電子メールにて通知する。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施し、受託候補者を選定する。

① 開催日

令和8年5月14日(木)

② 実施時間

50分程度とし、準備時間5分以内、説明時間30分以内、質疑応答時間15分程度とする。

③ 出席者

1者3名以内とする。

※オンライン参加は不可とする。

④ 受託候補者の選定方法

ア 「評価基準」に基づき審査する。

イ 順位点の合計が同点の場合は、評価会議の各構成員の合議により決定す

るものとする。

ウ 評価点が満点の6割に満たない場合は優先交渉権者として選定しない。

エ 企画提案書等に評価基準に基づく記載がなく、かつプレゼンテーションにおいても説明がない、または説明内容が実施公告に合致せず、かつ代替案の説明もない評価項目は0点とする。

オ 順位の最も高かった優先交渉権者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者と協議を行う。また、以降も同様とする。

⑤ その他

ア 各提案者のプレゼンテーション開始時間は、令和8年5月1日(金)(予定)に、電子メールにて通知する。

イ 「65型ディスプレイ」及び「延長コード」は本村において用意するが、提案者が必要なその他の備品等は各自用意するものとする。

ウ プレゼンテーションに参加しなかった者は辞退したものとみなす。

3 二次審査結果の通知

審査を受けたすべての者に対して書面で審査結果を通知する。